

# 平成30年6月定例会 常任委員会

## 土木委員会

委員長名	小林昭一
委員会開催日	平成30年7月2日(月)
所属委員	〔副委員長〕伊藤達也 〔委員〕 橋本徹 円谷健市 勅使河原正之 阿部裕美子 柳沼純子 亀岡義尚 青木稔



小林昭一委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・6件  
：承認・・・1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

( 7月 2日 (月))

橋本徹委員

土35、36ページは、計画変更とのことであったが、もう少し詳しく説明願う。

河川整備課長

土35、36ページの計画変更は、隣接して計画が策定されている復興祈念公園の盛り土の高さ調整に不測の日数を要したため工期を延長した。

橋本徹委員

土37ページの訴えの提起については、どのような経過で滞納額は幾らあるのか。

建築住宅課長

平成28年12月定例会で民事調停について諮っている。

裁判所に民事調停の申し立てをしたが、相手方の欠席により不成立となり、その後も再三の家賃納付指導に応じない状況にある。

滞納額は4月末時点で約100万円である。

橋本徹委員

家賃納付に応じない理由は、所得が少ないからだと思うが、今回、訴えを提起するまでにどのぐらい面会したのか。その経過について、もう少し詳しく説明願う。

建築住宅課長

家賃滞納が発生した時点から月1回以上の電話連絡または訪問により指導を行っている。

この方の状況については、個人情報が多く含まれているので詳しく述べることはできないが、県としては特別な事情があつて配慮が必要な方とは認識していない。

阿部裕美子委員

関連して土37ページの訴えの提起について質問する。

この家庭では、精神的な障がいを持っている方はいないのか、ひきこもりの状況はないのか、読み書きができる方なのか、保証人の状況はどうなのか、生活保護は受けていないのかなど状況を丁寧に把握して対策を考えていかなければならない。

訴訟になると県営住宅の明け渡し、結局追い出しになる。

かつて福島市の市営住宅を出なければならなくなった方が、ビニールハウスの中で死亡していたこともあったので、追い出しという手段ではなく、何とか状況を改善する努力を重ねるべきではないか。その点についてもう一度聞く。

建築住宅課長

委員指摘のことは認識している。

ただ、県営住宅についても民間アパートと同様に家賃の納付が必要であり、ほかの入居者との公平性からも家賃を納めてもらう必要がある。

この方については家賃の滞納が始まったときから、電話及び訪問により指導を行ってきたが、納付されないので民事調停を申し立てたものの先ほど述べたように欠席した。

また、この方の生活及び健康などの状況については電話及び訪問の際に確認しているが、生活保護は受けていない。また、これも先ほど述べたが、特段の配慮をするべき方との認識をしていないため、今回訴えの提起となった。

阿部裕美子委員

土12ページの災害救助費4億5,704万6,000円は、応急仮設住宅及び借り上げ住宅の不用残を基金に積み立てるものだと思うが、応急仮設住宅、借り上げ住宅の最終的な仕上がりはどうなっているのか。

また、各応急仮設住宅の最新の入居状況について資料の提出を願う。

建築住宅課長

入居状況の資料については準備できるが、提出については委員長に要請願う。

最終的な仕上がり状況とのことだが、いつまでに終わらせるということでしょうか。

阿部裕美子委員

曖昧な表現だったが、各応急仮設住宅の最新の入居状況について説明願う。

小林昭一委員長

予算に関する質問であればよいが、担当課長は説明できるか。

建築住宅課長

予算の増減については資料での提出でよいか。

小林昭一委員長

4億5,704万6,000円を基金に積み立てるだけだが、その何について聞きたいのか。

阿部裕美子委員

応急仮設住宅に対応してきた残額を基金に積み立てるとのことだが、今まで対応してきた応急仮設住宅などの状況がどうなっているのか。応急仮設住宅にはまだ残っている方もいるので、入居状況を仮設住宅ごとに説明願う。

小林昭一委員長

委員の発言に誤差があればその点を説明して答弁願う。

次長（建築担当）

予算部分の応急仮設住宅の借り上げ、買い取りの内容ではなく、不用残を基金に戻すことも含めて今の県内の応急仮設住宅の状況とのことなので、応急仮設住宅の管理及び入居の状況について資料で提出することでよいか。

阿部裕美子委員

そのようなことである。

小林昭一委員長

ただいま阿部委員から資料請求があったが、執行部では資料提出できるか。

建築住宅課長

資料の提出は可能である。

小林昭一委員長

それではお諮りする。ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林昭一委員長

異議ないと認める。いつまでに提出可能か。

建築住宅課長

7月4日までに準備できる。

小林昭一委員長

それでは、4日までに資料15部を提出願う。

阿部裕美子委員

土36ページの工事請負契約の一部変更について、4,806万円を減額しているが、その具体的な理由を説明願う。

河川整備課長

護岸の基礎を変更したことにより4,806万円を減額する。

当初は直接基礎を考えていたが、地盤が悪いため矢板基礎に変更したところ、護岸の面積が減ったこと等により変更になった。

阿部裕美子委員

土6ページから債務負担行為が4件ある。予算の基本としては、年度内対応だと思うが、先ほど一体的に連続して行うとの説明があり、7～9ページは一つの工事とのことであった。例えば、金額としてそれほど多額でない7ページの6,000万円も同一の工事として債務負担行為で対応しているのか。

また、工事の内容及び債務負担行為になった理由についてももう一度聞く。

河川整備課長

それぞれ別の箇所であり、各箇所に必要な工期が足りないため、債務負担行為として提出している。

阿部裕美子委員

土9ページの広野小高線・浜野橋はどのような構造か。

道路管理課長

浜野橋の下部工は、くいを打って立ち上げるくい基礎になっている。

阿部裕美子委員

部長から喜多方市高郷町揚津地内の地すべりについて現在の対応状況の説明があったが、これから取り組む内容について聞く。

土木企画課長

県の対応については、本箇所が農林水産省所管の地すべり防止区域となっていることから、農林水産部が主体となって対策を進めているが、本箇所は道路及び河川も関係するため土木部も一体となって進めている。現在の対応状況については、部長から説明があったとおり、道路の亀裂箇所へのブルーシートの設置や迂回路の安全対策等を進めている。

これに加え、先月、農林水産部が国から災害関連緊急地すべり対策事業の採択を受け、これから集水井に地下水を集めて排水する本格的な対策を進めていくと聞いている。

引き続き、土木部としてもさきに説明した内容を継続しながら、農林水産部と連携して地域の安全・安心の確保に取り組んでいく。

阿部裕美子委員

副知事が現地調査に行ったときに私も現地に行ってきたが、家屋の下に地割れがある世帯は市営住宅に避難している。

避難している方は、今後の進みぐあいによっては戻ることはできないのではないか、いつまで避難の状況が続くのかといった不安を抱えているが、土木部は住宅に直接的な関係はないのか。

建築指導課長

現在、1戸の住宅にひび割れが生じて、市営住宅に移っていると聞いている。

現時点では、喜多方市から相談は来ていない。住宅対策については、喜多方市の判断になる。

阿部裕美子委員

先日、全国ダンプ部会から土木部長に要望があったダンプ規制法第12条団体の使用促進についてどのように対応しているのか。

本会議で宮川えみ子議員からも質問があったが、車持ちダンプ労働者が組合を結成して、交通事故を減らしたり、過積載をなくしたり、いろいろな取り組みをしてきたので今日があると思うが、この取り組みを部長はどのように捉えているのか。

技術管理課長

ダンプ規制法第12条団体については、宮川えみ子議員へ答弁したように、県としては共通仕様書にしっかりと利用促進について規定しているので、その周知を図っていきたい。

阿部裕美子委員

周知を図っていくとのことだが、優先使用するという使用促進は知事として出している状況だと思う。それに応えない事業所に対して具体的にどうしていくのか。なぜ応えないのか。指導しているものの応えない状況をどのようにして突破していくのか。

技術管理課長

ダンプ規制法第12条団体については、先ほども述べたとおり共通仕様書の中でしっかりと利用促進を図ることを明記しているので、共通仕様書に基づいて指導している。

阿部裕美子委員

全国ダンプ部会の経緯やかつての状況を見ると、少しでも利益を上げるためにスピード違反や過積載などが行われてきた。全国ダンプ部会は、年間800人の交通死亡事故があるとも言われていた状況のもとで過積載などをなくす取り組みを粘り強く行いながら、一人親方のダンプ組合を組織して過積載や交通死亡事故を減らし、実績を積み上げてきたのでダンプ規制法第12条団体の使用促進につながっている。

罰則がないのであくまでも指導的な立場であるが、なぜ県中管内ではこれに応じない状況が続いているのか。そこをどう突破していくのかが今県に問われていると思うが、県の考えを聞く。

小林昭一委員長

簡潔に願う。

技術管理課長

何度も述べたとおり、県は共通仕様書で利用促進を図ることを規定している。

過積載防止については、共通仕様書で過積載防止に対応するよう明記されており、各出先機関でも過積載防止の点検等を行っている。

阿部裕美子委員

共通仕様書の内容に違反するところを少しでも早く克服して突破できるように努力を求めておく。

勅使河原正之委員

先日、県有施設におけるブロック塀の緊急点検の中間報告が各議員に配られた。この緊急点検は、国土交通省が作成したブロック塀の点検チェックポイントに基づき実施しているとのことだが、このチェックポイントには塀の高さ、塀の厚み、控え壁等の6項目があり、その一つでも違反していればだめということだと思う。

緊急で実施したので恐らく目視でひび割れや傾きを確認して、基準を満たしていなければ取り壊し等になると思うが、一番大事なのは目視ではなかなかわからない部分である。専門家にも見せるとのことだが、要は鉄筋が入っているかどうか非常に重要だと思う。なおかつ基礎の根入れ深さは30cm以上とか、壁頂部と下部については縦筋は横筋にかぎ掛けしなければならないなどの規定がある。見た目ではわからない部分が重要なので、一見大丈夫そうに見えるブロック塀についても早急に専門家が対応してほしい。

これをわかるような形で県民にも周知することによって、うちの塀もひよっとしたらと思うことで注意喚起にもつながる。

専門家に詳細診断を緊急に委託することであり、速やかに実施すべきと思うが、どのようなロードマップになっているのか。

営繕課長

県有施設におけるブロック塀の緊急点検は、先週金曜日に中間報告としてその時点の状況を報告した。

その際の不適合なり、劣化した113施設については、各部局が管理しているので、各部局に対して報告のあった施設については付近の通行者への速やかな注意表示及び専門家に詳細診断を依頼して、その結果に応じて補修または撤去を行うように要請を行っている。

勅使河原正之委員

その結果はいつごろ上がってくるのか。1週間以内や10日以内などそのようなオーダーで出しているのか。

営繕課長

期限については、現在、目視による緊急点検がまだまとまっていないので、まずこの報告を各管理者に求め、発表したい。

その後、補修や撤去の状況についてはある程度まとまった段階で、経過観察として知らせていきたい。

勅使河原正之委員

専門家に頼むにしても金が必要だし、建てかえるにしても各管理者だけでは難しいこともあると思う。そういった費用負担、補助も県で幾らか考えるべきと思うが、それに対する県の考えを聞く。

建築指導課長

補助については、民間、公共含めて国の社会資本整備総合交付金が活用できるので、その活用について、当課で技術的な支援を行っていきたい。